



発行所 大阪府農業会議 大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階 電話 直通 06(6941)2701~2 http://www.agri-osaka.or.jp 発行人 中谷 清

適正な廃棄処理の実効性確保へ

営農型太陽光発電で意見提出

農水省が実施した営農型太陽光発電にかかると農地法施行規則の一部改正等に関する意見募集に対し、農業会議は昨年12月27日、発電設備の適正な廃棄処理の実効性を高めることなどの意見を提出した。

意見は、①廃棄等費用積立制度の周知徹底とデポジット制度の構築、②適正な廃棄処理に関する誓約書、③一時転用の再許可、④遊休農地再生利用への対応の4点。

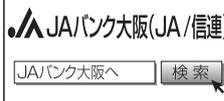
現行の廃棄等費用積立制度の周知徹底を図るとともに、太陽光発電設備の適正な廃棄処理の実効性を高めることができるよう、発電力の多寡に関係なく将来の廃棄処理に係る費用を同等に拠出するデポジット制度を検討するべきとした。一時転用許可の期間満了後における再許可の申請については、営農が適切に継続されておらず

農委が判断に苦慮するケースも想定されることから、許可しない場合の判断基準をガイドラインに明記するよう求めた。

営農型太陽光発電は、農業生産と再生可能エネルギーの導入を両立させることが本来の目的。しかし近年、営農が適切に行われないなど、本来の目的から外れている事例も散見されていた。

地方自治体からも、営農型太陽光発電の具体的な仕組みが通知のみで定められていることから、許可取り消し等の是正処分を厳格に実施できるように、法令に明記するべきとの要望があ

年金の受け取りはJAで



主な記事

- 世界と日本の食料安保証 農林中金総合研究所 理事研究員・阮蔚氏との面談
サポートシステム地図研修 農委担当者が端末上で作成
4面

こうした課題に対応するため、農水省は昨年12月から1月にかけて、農地法施行規則の一部改正とガイドライン制定に関する意見募集を実施していた。

ガイドライン案によると、地方農政局等と連携した現地調査の実施や違反状況等の情報共有の仕組みが構築されるなど、農地転用許可権者による申請者へ

の指導等を強化。営農型太陽光発電の一時転用案件への対応に苦慮する農業委員会等の実情を考慮したもので、評価する声もあがっている。

改正された法施行規則とガイドラインは本年4月1日から施行される予定。(北川)

能登半島地震義援金募集

1月1日から断続的に発生した能登半島地震により、多数の死傷者が出ることも、家屋をはじめ農地・農業用施設などにも多大な被害が発生しました。被災された皆さまに対しお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表します。

農業委員会系統組

織では、被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図るため、一日も早い復興を支援するため、義援金の募集活動に取り組んでいます。実施期間は、1月17日(水)から3月29日(金)まで。実施方法は1口千円、1人1口以上。お寄せいただいた義援金は、市町村農委、都道府県農業会議ごとに送金。皆さま方のご理解、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

風速計

元日からひどい災害に見舞われ、夢なら覚めると願いつつ、はや一月が過ぎた。文明や科学技術が発達した

今日でも、私たちは争いや天変地異から逃れる術を持たない。「成るか成らぬか成らねば伐るぞ」「成り申す、成り申す」。これは小正月の行事であった「成木責」の間答で、柿などの果樹を刃物などで傷つけ、威嚇してその年の豊作を祈る習俗だ。こうしたまじないは、信仰に起源をもつ唱言が多い。信仰の衰退に伴い数は減ってきているが、今でも年中行事や神事の中に残っている。節分の「福は内、鬼は外」も代表的な例である。中国の古い俗説では、夢を食らう獣、獮(ばく)を描いた紙を枕の下に敷いて寝ると凶夢を見ないと言われている。「ちんぷいぷい」。獮には悪夢だけでなく金の亡者も食らってほしい。獮枕一睡にして夜明けたり 菰聖窟 (鈴木)

世界と日本の食料安保

農林中金総合研究所 理事研究員・阮蔚氏

ルアン ウエイ

農業会議は1月19日、シテイプラザ大阪で、農業委員会会長・農業会議会員等合同研修会を開き、農委会長をはじめとした会員等45人が出席。第2部では食料安全保障の確立を最大のテーマとした食料・農業・農村



基本法の改正案の通常国会上げを控えることを踏まえ、農林中金総合研究所の阮蔚理事研究員が「世界と日本の食料安全保障を考える」と題して講演した。

(講演要旨)

近年、小麦の価格はコロナ禍の影響で既に上昇していたが、ウクライナ侵攻の影響もあり更に上昇。世界の飢餓人口が急増し、令和4年には過去最多の2・6億人に達した。しかし、小麦の在庫は約40%あり、決して食糧が不足しているのではなく、途上国がドル高や資金力不

足などの理由で輸入できないというのが本質だ。近年の世界食糧危機については、こうしたことから「人災」だと捉えている。

アメリカやEUは、生産過剰で安価になった小麦を輸出し、アフリカなどの都市部はこれに依存する構造になっていた。アフリカ諸国は、物流を含めたインフラが整備されていないため、自国の農村部で作られた農産物が都市部に供給されづらい。その後、輸入先はロシアやウクライナにシフトしたが、有事には物流が停止するというリスクに直面している。

飼料貿易構造と米国の動向

飼料についても変化が見られ

る。特に飼料になりやすいトウモロコシや大豆の需要は急増しており、特に中国が顕著である。こうした飼料穀物の輸入先はブラジルにシフトしつつあり、中南米での増産は今後強力に進むものと考えられる。これを受けアメリカは、飼料穀物の輸出から国内でのバイオ燃料の取り組みを急速に進めている。アメリカからの輸出圧力が低下する中、これまでアメリカからの輸入に依存していた日本においては、新たな食料安全保障の議論が生じている。

食料安保へ日本の対策は

有事や異常気象による物流の

増産に向けては、生産者への所得補償も重要。欧米諸国では「農家は実質公務員」と例えられるほど補助金が充実している。世界人口は今後も20億程度増えると言われており、飢餓で多くの人命が失われている。日本には農業技術の先進国になってほしい。その頃には食料安全保障も解決の糸口が見えるのではないか。

(沼田)

農地は原則転用禁止 許可基準の厳格な運用を

農委会長・農業会議会員等合同研修会の第1部では、農業会議の増山主幹が、農地転用許可事務の留意点について講演した。

農委組織として、食料安全保障の観点に立った農地保全が重要な課題であるにも関わらず、府内では近年農地転用許可について

不適切な案件が散見されている。農地は原則転用禁止であり、例外的に許可基準が設定されている農地法の趣旨に鑑み、転用許可やむを得ないとの判断に至るまで適正な手続きが必要であることを改めて農委会長に周知した。

まず、都市計画法に基づく地区計画と農地転用許可について、農地転用許可申請面積が地区計画に基づく開発許可申請区域内の農地面積を上回り、開発区域外の農地も含めて転用許可してしまった事例を報告。この事例

は、国の通知によると開発許可との調整を行った後に同時(同日、同目的、同面積)に許可するととなっていることから、府の是正指導が入った案件である。

他の地区計画関係の事例にも触れ、地区計画区域内であつても、土地造成のみの転用許可は、農地法、農地法施行規則に抵触し許可できない旨を説明。地区計画決定されていることを理由に農地法許可基準の例外的な取扱いができず、両事例とも転用許可できない。転用許可基準の

厳格な運用が重要と述べた。

また、違反転用案件の手続きについては、平成21年の改正農地法以降、違反転用規制が強化されたことから、違反転用には厳格な姿勢での対応が原則である。追認の可否は、違反転用の内容を詳細に調査し、他法令違反の状況、当該地の現状、周辺形成された法律関係、過去の違反転用の有無、違反転用者の態度などを斟酌して判断するとした。ただし、追認許可・不許可

の処分を行う以前の問題として、日ごろの違反転用の未然防止のための農地利用状況調査(農地パトロール)の取り組みが最も重要であると説明した。

いずれの事例も共通する留意点として、常に転用申請者から詳細な聞き取りを行い、必要に応じて証拠書類・資料の提示を求めていく等、転用の内容、全貌を明らかにした上で、厳格・慎重・客観的な判断により審査する姿勢が重要と訴えた。

(増山)

転用許可に係る留意点を整理 府農政室が農委担当者へ研修

大阪府農政室は1月12日、令和5年度農地法個別テーマ研修会を開き、農業委員会の担当者など40人が出席した。今年度中に府が国に照会した内容や、農地法等業務推進検討会で協議した内容などを整理し共有することで、担当者の農地関係法制度への理解を深めるために開いたもの。同農地調整グループの松田

課長補佐が説明した。まず、農地における農業的利用に係る農地転用許可の取扱いについて言及。農地は農地以外のもへの転用のほか、農業的利用に係る転用もあり、農地転用への該当の有無や転用許可の要否などの分類が難しく、大阪府ではこれを改めて整理。①農地転用に該当しないものとして、従前同様農地として取り扱う場合、②農地転用に該当するが、農地転用許可を要さない場合、③永久転用を認めず、一時転用のみ認める場合の3つに分類し、それぞれの説明を行った。

続いて、土地造成に係る農地転用許可の取り扱いについて説明。地区計画等が絡む都市開発案件では、複数の部局・法令間での調整が必要であり、特に農地法で定める「土地造成のみを目的とした農地転用は不可」の取扱いに抵触するか否かのチェックは盲点になりやすいとし、農業委員会が案件を認知した場合、初期の段階から関係部局に農地転用許可のルールを共有する必要があると注意喚起した。

更に、農地造成(農地改良)に係る農地転用許可の取り扱いについても説明。これについて、面積要件に満たない規模での就農について、大阪府の旧準農家制度を活用してきた経過がある。準農家は候補者登録に際して要件が定められており、この内技術水準については、公的な研修教育施設や、市町村・JA等の研修を一定期間受講していることや、新規就農者を育成する知見・能力を有する農家での研修など具体的な規定がある。大阪府農業委員会系統組織では、このような基準にも照らしながら、各市町村での取り組みも順次共有し、適正な農地の保全を図る。

農地法3条取得の留意点

全国会議所がマニュアル作成

全国農業会議所はこのほど、農地法第3条の下限面積要件の廃止を受け、農業委員会向けに「農地取得の窓口対応マニュアル」を発行。農地取得に関する問い合わせが増加し、農地利用の推進が期待される一方、不適切な農地利用も懸念される中で、農業委員会の窓口対応を支援するために作成されたものだ。

マニュアルでは、優良農地を確保するための取り組みとして、地域計画への位置づけを含む農地のゾーニング規制の活用や、

賃借権や解除条件付き賃借権による農地利用の可能性の確認などを求めている。対応としては、窓口では、事前相談段階では所有権の必要性の確認、申請受付は申請書類を具備してから受付することを記載。その後は、書類確認で耕作実態に疑義がある場合は委員への確認や営農計画関係の追加書類の提出依頼、現地確認では申請者への聴き取り調査や農機具等の確認、許可後は重点的な耕作状況の確認が求められると

している。また、窓口で説明すべき事項として前述の事項のほか、農地法第3条の各取得要件及び転用規制について十分な説明をすることを明記している。営農計画の確認に係る追加書類についても、「営農意向の確認」「地域調和の確認」「農作業経験の確認」など確認事項ごとに整理。あわせて、全国の農業委員会の対応例とともに、農地取得希望者への啓発チラシなども紹介している。

府の準農家制度も参考基準に

大阪においては、従来の下限

月間農政ファイル

12・22～1・21

12・25 農水省は「灰色かび病菌の感染の仕組み解明―RNA農業」の開発を目標とするなど2023年農業技術10大ニュースを発表した。

12・26 農水省によると、令和4年度末時点の農用地区域内農地は397・8万畝。農用地区域への編入等で前年から0・9万畝増加した一方、転用等に伴う農用地区域からの除外等で2・1万畝減少した。大阪は400万畝減少し4400万畝。

農用地等の確保等に関する基本指針においては令和12年時点で397万畝の農用地区域内農地の確保を目標としている。

12・27 政府は食料安定供給・農林水産業基盤強化本部の会合を開き、食料安全保障強化政策大綱を改訂。平時から原料価格などを調査し、急騰が見込まれる場合に影響緩和対策を実施するなどとしている。次期通常国会への基本法改正案提出の方針も決めた。

(沼田)

サポートシステム地図研修

農委担当者が端末上で作成

農業会議は1月15日、大阪市内で農委サポートシステム地図作成研修会を開催。農委事務局職員など48人が出席した。

冒頭に、藤岡参事兼農政課長兼地域計画素案策定プロジェクトチーム長が「目標地図素案の基礎は農地台帳の情報であり、これを管理する同システムを活

用して地図作成が可能。実際に操作し、地図作成機能の習熟を図ることで、地域計画素案の策定推進に繋げたい」とあいさつ。

続いて、全国農業会議所の海藤考査役から、同システムの概要を説明した後、参加者の手元同システムのデモ環境にアクセスできる端末を用意し、意向

調査の実施・結果

入力から色分けされた地図(目標地図素案等)の作成までの作業を体験した。

同システムで、目標地図素案等を作成するためには、農家の今後の経営意向や農地に関する意向をシステムに入力し、反映する必要がある。研修では、調査項目の設定作業や、調査票を出力する方法などを説明し、同システムから出力したCSVファイル(※)に実際に意向を入力し、システムに取り込んで反映する操作も行った。

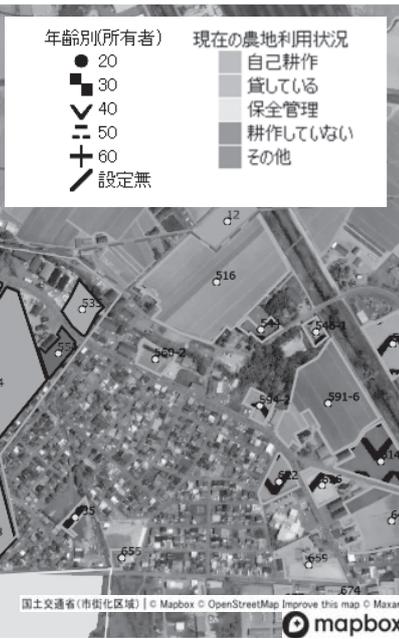
報を用いて地図作成を実践。まず、目標地図の範囲を指定(エリア作成)して地図を作成する対象地を絞り込み、色分けする項目の条件を設定。これを地図に適用することで、設定した条件に応じて対象地の区画が色分けされた地図を表示できることを確認した。

の「任意項目」による色分けも行うなど様々な機能を体験した。このほか、規模縮小意向のある農地を担い手に集積したり、入力した農家・農地の意向を基にした「集積や集約に関するシミュレーション」の機能も紹介した。

(沼田)

色分けだけでなく模様分けも駆使することで複数の条件を同時に表示したり、地図上にラベルを表示することで担い手の氏名を表示したり、同システム内に元々実装されている項目以外

計画策定に係るQ&A集を作成したためその概要を説明。Q&A集は地域計画策定のメリット・デメリット、集落座談会での協議内容や参集範囲、集落で協議がまとまらなかった場合の対応など、今後の集落座談会の開催に向けた資料となっている。



農業委員会サポートシステムで作成した目標地図素案 (デモ環境による架空のもの ※一部加工)

地域計画実務者研修会

今後の日程など共有

昨年12月26日、咲洲庁舎で府33市町村、みどり公社、農業会議など107人が参加する地域計画実務者研修が開かれた。

冒頭、府農政室推進課溝淵課長が「地域計画策定はほぼ当初目標通りに進行しており、農業委員会、市町村、農業会議の尽力に感謝する。今後も、集落座談会の開催など計画的に取り組んで欲しい」とあいさつ。

最初に農政室推進課が、6年度の標準的な推進スケジュールを示し、「7年1月以降は関係機関への意見聴取など法手続き業務を残すのみとするため、5年度から、座談会に向けた準備を

会を実施、同年中には、協議結果を公表するよう計画的に取り組むを進めてもらいたい」と説明。また、「府から農業会議への委託事業予算額は5年度同額を要求している。本年度同様、市町村や農委へ支援体制を確保する予定。ただ、夏頃に集落座談会が集中する。府や農業会議が座談会に参加するために、早めの開催調整を」と呼びかけた。

最後に、12月8日付全国農業新聞の「地域計画内農地の転用規制強化の観点から、地域計画内農地の農用地区域への編入を促進する」との記事について質問があり、農業会議から「現在検討中で具体的に決まったものではない」と回答した。

(藤岡)

集落座談会

箕面市新稲地区
農業公社が借り手の役割担う

箕面市農業委員会(稲垣恵一 会長)は1月9日、19日の2回に分けて、新稲地区集落座談会を開き、のべ33人が参加した。座談会では、農委事務局が地域計画策定の趣旨、昨年4月に実施した農家意向調査結果と現況地図を説明した。

参加した農家からは、次のような質問があり、農委、農業会議が回答した。
Q 地域計画策定の趣旨は。
A 地域の農地をどう守っていくかを地域で話し合う。
Q 地域計画内の農地の貸し借りはどうなるのか。
A これまでの利用権設定での相対と異なり、貸したい農地をみどり公社が中間保有し、みどり公社が借りたい人に貸す。箕面市の場合には箕面市農業公社が借り手と想定している。
Q 今後、貸したい人が増えても、箕面市農業公社が全て借り

てくれるのか。
A 現状は、貸したいという農地は全て、農業公社が借りている。今後、どれだけ貸したい農地が増えるかで、全て農業公社が借りられるかが判明する。
Q 地域計画策定のメリットは。
A 今後、各種国庫補助事業を活用する際の要件となること、が想定されている。
その他の意見として、
・5年4月、アンケートに回答する際、今の経営主の考え方だけで回答し、息子の意見は聞いていない。10年後の農地利用の意向確認であれば、息子世代の

意見も必要。
・新稲のように市街地に接する地域では、転用に際し、追加の手続きが必要であることを説明すると、アンケートの回答を見直す農家がいるかもしれない。
このような意見を踏まえ、10年後の意向を家族内で話し合ってもらい、再度、農家意向調査を実施。その内容を基に目標地図素案を作成することとなった。
また、止々呂美地区では1月21日、28日に集落座談会が実施され、他地区でも日程調整が進んでいるなど箕面市では計画的に座談会を開いている。(藤岡)



集落座談会の進め方など

北部で地域計画推進会議

昨年12月5日、三島府民センターで北部農と緑の総合事務所が北部8市町と地域計画策定に向けた情報交換会を開いた。会議では各市町が進捗状況を報告した。早い市町では現況地図が完成し、その他も遅くとも今年度末までに完成できる予定であり、全市町が今年度末までに現況地図作成のめどが立っている。

また、集落座談会も12月から始まり、今年度中に20数カ所で開催予定となっているため、各

市町は座談会開催時の課題を示し、府がその対応策を提案した。主な内容は以下のとおり。
①座談会で地域計画策定のメリットを説明できない。法に定められていると説明するだけでは前向きな計画とならない。
↓地域計画が未策定の場合、中間管理事業を活用した農地の貸借や、国の補助事業導入のハードルとなる。特に水路や農道などの改修は集落の負担で実施することになる。これら将来の負担も説明して欲しいと提案。

②座談会で参加者の意見を引き出し、集約するコーディネーターが不在。
↓集落部外者がコーディネーターとなった場合、集落の状況を十分に把握できていないため、総論的な説明に終始する。地域の状況を把握している農業委員会委員や市職員などに担ってもらいたい。
③地域計画内農地での転用手続きが煩雑。
↓府が国と協議した結果を説明。転用可能な農地を地域計画に含める場合は、あらかじめ集落座談会でこれらの農地を転用しても、地域計画の実効性に影響が

経営継承研修会

府、府みどり公社、農業会議は税理士・農業経営コンサルタントの渡辺喜代司氏を講師に招き、11月30日、12月5日に経営継承研修会を開いた。研修会では、現経営者が早期に順序立てて経営継承を進める

集落座談会を開催している市がある。これらの市での進め方・資料を収集し、提供する。
各市町とも今後の集落座談会の開催に向けた具体的な手法を把握し、今後の座談会開催の準備に取り掛かっている。(藤岡)

ことで経営体としてパワーアップする方法を解説。経営継承後に現経営者が引退するのではなく、後継者との適切な役割分担のもとで、どのようにフォローするのかを肝要であると説明。決して経営継承≠引退ではないことを度々強調した。
(田村)

担い手対策について意見交換

大阪府・経営者会議・法人協会

大阪府農業経営者会議（中筋秀樹会長）と大阪府農業法人協会（藤田善敬会長）は昨年12月22日、大阪市内で府環境農林水産部幹部職員との意見交換会を開催し、担い手対策について話し合った。

府からは丹後農政室長、溝淵推進課長をはじめ各農と緑の総合事務所農の普及課長ら10人が、また、経営者会議役員・法人協会会員等19人が出席した。

まず大阪府から、府内農業者は65〜74歳の層が多く2040年頃に多数の引退が見込まれる



活発に担い手対策を話し合った

一方、新規就農者希望者や意欲的な農業者も一定数いる状況を紹介します。収益性の高い農業経営の実現や多様な新規就農者の確保・経営安定が鍵であるとした。会員からは、農業研修の機会が農業技術を教える一方で、農業分野外の経営に活かせる情

香川県の農業経営者と交流

大阪府農業経営者会議

大阪府農業経営者会議（中筋秀樹会長）は12月4日、大阪市内で香川県農業経営者協議会



熱心に聞き入る香川県の一行

報・技術を取り入れることができるチャンスでもあることや、研修に訪れた人は就農しないまでも農と関わりたい方々であるため、その人たちとの繋がりを活かす方法を考えることが重要であることを述べた。

就農には土地、販路拡大には量が課題

新規就農希望者が農業塾や農

今回の交流会は、香川県農業経営者協議会が東大阪の中小企業等へ視察研修のために来阪する機会があり実現したもので、香川から会員の農業経営者等10人が、大阪からは14人が参加した。

交流会では、お互いの経営内容の紹介にはじまり、現在特に関心を寄せていることや経営上の悩みなど、同じ農業経営者として、ひざを突き合わせて時間の経つのも忘れるほど

家研修を経て就農しようとしても条件の悪い土地しか紹介してもらえないケースが多い、地域計画策定にあたって市町村はま

た、農業者の販路拡大にあたっては、事業者が求める物量

に對して生産者側が安定供給できる量が少ないことが課題であるとされた。新規就農者の場合は特に生産量が少ないため、グループを作って一定量を確保する方策の可能性について触れた。

このほか、地域の農業インフラの重要性や大阪・関西万博への関わり方、国のみどり認定制度について意見交換した。

（田村）

お知らせ

経営者会議総会

大阪府農業経営者会議第53回総会が開かれる。

とき 令和6年3月8日(金)

13時30分

ところ KKRホテル大阪

熱心に語りあう姿が見られた。翌日、一行は、経営者会議の中筋会長と乾裕佳理事が出迎える中、富田林市のナカスジファームを視察。同ファームの代表でもある中筋会長からは、農園の概要をはじめ外国人雇用の現状と課題、また現在、地域の農業経営者と共に取り組んでいる、農業人材を地域で育てる取組「富田林市きらめき農業塾」について説明。

香川の参加者も活発に質問する

るなど、非常に興味を持っている様子が伺えた。帰り際には、乾理事から土産として、昨年7月に地理的表示(GI)登録を受けた地域特産の「富田林の海老芋」が香川県の参加者個々に手渡されるなど、和気あいあいの中、お互いの再会を約束していた。

農業を巡る昨今の厳しい状況の中、地域は違えど農業者同士の連帯感の強さを改めて感じさせる交流会であった。(光崎)

3階「曙」

議題 令和5年度収支決算、令和6年度収支予算、

監事補充選任の件

※総会終了後、15時より中央研究会を開催します。講師は農林水産技術会議事務局の東野昭浩研究総務官を予定しています。

府農業施策への意見を決定、府基本方針改正への意見を承認

第49回理事會

農業會議は1月19日、シテイプラザ大阪で第49回臨時理事會を開いた。

農業會議は1月19日、シテイプラザ大阪で第49回臨時理事會を開いた。意見は、2月20日に知事への手交を予定している。

農業経営基盤強化促進基本方針変更に対する農業會議の意見

府は農業経営基盤強化促進法第5条の規定により地域の特性に即した、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な方向や、農業経営の基本的指標などを定

第94回常設審議委員會

農業會議は1月19日、第94回常設審議委員會を大阪市内・シテイプラザ大阪で開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件(能勢町、和泉市、貝塚市、泉佐野市、堺市、太子町、河南町、富田林市、八尾市、交野市農業委員会会長)18件(3万7654平方メートル)を許可やむを得ないと認め、回答することを議決した。委員から、駐車場の転用について拡張であるのにその旨の説

第1号議案では令和6年度大阪府農業施策

第2号議案では、農業経営基盤強化促進法第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件を上げ、農業経営基盤強化促進法の改正を受け、大阪府が基本方針の改正を行うため、同法第5条の規定に基づく意見の提出につ

いて承認した。また、農委組織で実施する能登半島地震の義援金の募集について報告。その他、農地法施行規則の一部改正案並びに営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイド

この改正案に対し農業會議は、①近年の農業生産資材費高騰などの外部要因により、農業者の経営努力だけでは所得目標の達成が困難な状況にある。そのため、外部要因の課題を克服し、効率的かつ安定的な農業経営を実現する経営計画となるよう、支援策を拡充すること。

②限られた農地で経営する大阪のような都市農業では、認定農業者の多くが施設で集約的に栽培し、農地集積率向上に貢献

する経営形態ではないことから、どのように集積率を向上させるのか、具体的手法と、今後育成すべき農業者や集落営農などの農業者が集積率を向上させるための支援策を講ずること。(藤岡)

ライクの制定に関するパブリックコメントに対し、廃棄等費用積立制度の周知徹底とデポジット制度の構築、適正な廃棄処理に関する誓約書の記載等について意見を提出したことを報告した。(中島)

【第1号議案】

件数	面積(平方メートル)
第4条	5502
第5条	3万2152
合計	3万7654

(農地区別別件数は、3種農地9件、2種農地8件、農用地区域内農地1件)

農地法事務の処理手引き改定 第7回検討会

農業會議と、職員協議會(会長・山下撰津市農委事務局長)は12月11日、JABANK大阪信連事務センターで令和5年度第7回目となる農地法等業務推進検討会を開催した。

検討会では、大阪府と農業委員會職員協議會が改定作成中の農地法関係事務処理の手引きについて、年度内完成を目指し、完成後は、3月末に農業委員會職員に対し研修会を開催

する予定であることを報告。また、令和6年度当初には新規に農地業務を担当する職員に対する農地法研修会も同手引きを活用し行う予定である。

その後、各市町村からの相談事例として、3条許可申請の不許可処分について相談があり、具体的営農計画がない農地取得については認められないとする協議・検討を行った。また、農地賃貸借マッチングの事務処理について、各市町村の取り組み状況について情報交換した。

府からは、盛土規制法における農地等の通常の営農行為等の

取り扱いを説明。農地等で行われる生産活動及びほ場管理のための通常の営農行為は、土地利用のために土地の形質を維持する行為であり、災害の危険性を生じさせないことから、土地の形質の維持に該当する行為として、本法の規制対象外である。一方、農地等において行われる災害の危険性を生じさせる可能性のあるものは、土地の形質の変更に該当する行為として、本法の規制対象である旨、報告があった。具体的取り扱いについては、今後、大阪府より示される予定である。(増山)

CO₂削減を見える化

府環境農林水産部流通対策室
は1月17日、食分野における

カーボンフットプリント(CFP)の活用拡大を図るためにセミナーを開催した。
CFPは原材料調達から廃棄

等に至るまでの全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO₂に換算し、商品やサービスに分かりやすく表示する仕

組み。消費者がより低炭素な消費生活へ自ら変革していくことが目標とされている。
セミナーでは、ラベルレスな

どにより既存商品に比べてCO₂が何%オフとなっているかを算定し、より消費者に分かりやすく表示する企業を紹介した。

私は和泉市・岸和田市でミニトマト中心に生産販売している株式会社キノシタファームの木下健司です。就農15年になります。

普段はミニトマトの出荷中心ですが、ここ数年は色々な農業者団体の役員や委員などを承り、会議などに出席させていた

だいています。現在はJAの大阪府農協青壮年組織協議会の委員長、大阪府農業経営者会議副会長、大阪府みどり公社の農地中間管理事業評価委員を仰せつかっております。

国・府の農業政策、市町村の

農業者団体の活動は我々農業者自身のため

は必要な活動だと思います。

強化しなければならぬ。法律のこと、政策のこと、行政のこと、議会のこと、政治のこと。それは自分たちの為であり、一部の農家の為ではない。

農業者団体は誰のために？



大阪府農業経営者会議副会長
大阪府農協青壮年組織協議会委員長
木下 健司

大阪の農業は消費地に近く売り先等はいいかもれないが、先々のことを考えると危機的状況です。個人として生産販売し、利益が残ればいい。果たしてそれだけでいいのか。

大阪の農業を守り、発展させるためには我々大阪の農業者全員が地域の問題、大阪全体の問題を府や国に伝えていかなければ

ならない。その為に各農業者団体の存在意義はあります。「誰かがやってくれる」ではなく、個人々が積極的に所属している

団体に参画し、より良い大阪の農業を目指すべきです。忙しいのは皆同じ。でも皆が動かないと。現状維持は衰退と同義です。大阪の農業は都市農業です。特殊な農業ですが、物流や高齢化の問題がある中、やり方次第では成長する業態でもあると私は考えます。防災、住宅地への鳥獣害被害対策などの色々な面からも、都市に農地・農空間が必要

です。食料・農業・農村基本法の見直しでは都市農業にほぼ触れていない。都市農業振興基本法も都市農業が必要とは言うものの活用できる策がない。このような面も農業者団体が意思をもって意見するべきです。

我々のことは我々で声を上げましょう。それが結局は自分たちの為になります(私自身も含めて)。

◇筆者の紹介(きのした たけし)
1979年生まれ。29歳で脱サラし就農。糖度8以上のミニトマトを独自ブランド「アマメイド」として展開している。2019年から大阪府農業経営者会議副会長、22年から大阪府農協青壮年組織協議会委員長。

随 想

JAの青壮年にはポリシブックというものがあり、全国の農業の問題や組織としての意見を集約してJA組織や国に要望活動する際の指針として使用しています。私としては良い取り組みだと感じています。経営者会議では、大阪府との意見交換などを定期的に行い、

現状を知って、それぞれに伝える、要望することは農業者としては必要なこと。しかし個々の農家がそれぞれの事情を言っても要望としては難しい。そんな時には農業者団体の力が必要です。その為に役員会や勉強会を行います。

ここ最近特に感じるのはい部の方々がその役を繰り返し担っ